



7月8日 19時00分公表

令和5年7月8日  
内閣府政策統括官（防災担当）

## 令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について

### 1. 災害の概要

令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県は1市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【島根県】 出雲市 (いずもし)	7月8日	令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

### 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）